

岐阜県公報

号外(二) 平成二十五年 八月 二日

目次

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一
- 岐阜県議会議員羽島市選挙区補欠選挙において選挙運動に
関し支出することができる金額の制限額 (同) 二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年八月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成25年8月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,686,139人
- 2 総数の50分の1の数 33,723人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合)にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 310,768人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	336,089	112,030
大垣市	145,893	48,631
高山市	76,575	25,525
多治見市	93,664	31,222
関市	74,043	24,681
中津川市	67,097	22,366
美濃市	18,657	6,219
瑞浪市	31,809	10,603
羽島市	54,388	18,130
恵那市	44,404	14,802
美濃加茂市	40,539	13,513
土岐市	49,730	16,577
各務原市	118,588	39,530
可児市	93,613	31,205
山県市	23,995	7,999
瑞穂市	39,980	13,327
飛騨市	22,171	7,391
本巣市	42,568	14,190
郡上市	37,364	12,455
下呂市	29,791	9,931

海津市	31,012	10,338
羽島郡	36,944	12,315
養老郡	25,922	8,641
不破郡	29,217	9,739
安八郡	19,772	6,591
揖斐郡	58,129	19,377
加茂郡	44,185	14,729

岐阜県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による平成二十五年八月十一日執行の岐阜県議会議員羽島市選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出するにことごときの金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十五年八月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

八、四一四、三 円